

指導資料

 鹿兒島県総合教育センター

音楽 第33号

— 小, 中, 高, 盲・聾・養護学校対象 —

平成 18 年 10 月発行

我が国の伝統音楽の指導の進め方 — 和楽器を活用した指導の充実 —

創作・表現活動としての音楽は、児童生徒が自分のよさや可能性を発揮しながら、様々な音や音楽に働き掛け、仲間と共に音楽の喜びや楽しさを味わう時と場である。

平成元年に改訂された学習指導要領の中で、「つくって表現する活動」が小学校、中学校で取り入れられたことで、音という素材を通して自分の思いや気持ち、感動体験などを表現しようとする活動が行われるようになった。これらの活動は、西洋楽器や声でも表現できるが、和楽器は一つの楽器から様々な音色や奏法を生み出すことができる楽器で、音そのものへの関心を高め、音色を楽しみながら音や音楽とかわかっていくことができるという特性から、自由な発想を生かした表現活動などに大変有効な楽器である。

そこで、本稿ではこれらの特性を踏まえ、和楽器を活用した伝統音楽指導のねらいや学習指導の在り方などについて、事例を交えながら述べる。

1 和楽器を用いた器楽指導の実態

平成 10 年の学習指導要領の改訂により、中学校への和楽器指導の導入が義務付けられた。必修教科における本県の平成 17 年

5 月 1 日現在の実施状況（平成 18 年 5 月、県教委義務教育課調査）は次のとおりである。（表 1・2）

表 1 【必修教科における和楽器を用いた器楽指導にかかわる授業時数】

時数\学年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
0	109 校	57 校	137 校
1～5	131 校	179 校	108 校
6～10	14 校	17 校	9 校
11 以上	7 校	9 校	8 校

表 2 【器楽指導において使用する和楽器別の学校数】

楽器\学年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
箏	73 校	148 校	46 校
三味線	48 校	48 校	62 校
打楽器類	51 校	44 校	46 校
笛	16 校	9 校	15 校
尺八	9 校	11 校	15 校
琵琶	0 校	0 校	1 校
その他	8 校	5 校	5 校

表 1 から、5 時間以下の時数を充てている学校が多いことが分かる。また、表 2 からは箏や三味線、打楽器類を使用している学校が多いことが分かる。

2 伝統音楽に関する指導内容

小学校学習指導要領では、「打楽器及び旋律楽器については、我が国や諸外国に伝わる楽器（和太鼓、箏、尺八、三味線、篠笛など）の中から児童の実態に応じて選択す

ること」，また，中学校学習指導要領では，「和楽器については，3 学年間を通じて1 種類以上の楽器を用いること」，高等学校学習指導要領では，「表現活動の歌唱及び器楽については，我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにすること」が明記されている。

このように，学校教育においては，我が国の伝統文化，伝統音楽の指導がより一層求められており，その指導の充実を図ることは，音楽科の大切な役割であると言える。

3 伝統音楽指導のねらい及び配慮事項

伝統音楽指導のねらいは，技術を伝え，継承者を育成しようとするものではなく，我が国に脈々と継承されている世界に誇るべき伝統的な音楽文化の，固有で普遍的な美意識の覚せいを促すこと，また，世界の諸民族のもつ音楽の多様性を理解する契機を提供することにある。

学校教育において和楽器を取り扱う際は，音楽表現の一つの素材として和楽器を扱うこと，また，日本文化及び日本人の音の感性を再発見し，再認識できる楽器として扱うことが大切である。

4 伝統音楽指導上の留意点

(1) 教材選択の視点

教材選択に当たっては，児童生徒が主体的に学習に取り組むよう，次の点に配慮することが大切である。

ア 指導目標と内容に十分適合した教材であること。

イ 児童生徒に我が国の伝統音楽の価値

やよさに気付かせる教材であること。

ウ 児童生徒にとって分かりやすく，興味・関心をもって楽しい学習が展開できる教材であること。

エ 児童生徒の発達段階や実態に適した教材であること。

(2) 教材との出会いの工夫

学習の導入では，児童生徒の学習意欲をいかに喚起させるか特に配慮する必要がある。児童生徒の多くは，我が国の伝統音楽に対してなじみが薄いと考えられることから，まず，伝統音楽の学習を「楽しい」，「おもしろい」，「やってみたい」と感じさせ，消極的なイメージや抵抗感を取り除くことが必要である。

そのためには，一般的に楽器に対して強い興味・関心を示す傾向がみられる点に注目し，CDや映像資料などを使って楽器の音色や奏法，歴史などの学習の切り口としたり，既習の楽器と関連させて取り扱ったりするなど，児童生徒の側に立った教材との出会いを工夫することが大切である。

(3) 指導に当たって

和楽器の指導に当たっては，単なる知識や技能の習得に終わることのないよう，次の点に配慮することが大切である。

ア 歌唱や創作，鑑賞との関連を十分図りながら，実際に和楽器に触れ，体験させること。

イ その音楽の歴史的背景やほかの芸術とのかかわりなどについて理解を深めさせ，それらを総合的に扱うこと。

ウ より質の高い音や音楽を求めて，外

部講師を活用していく際は、指導のすべてを任せるのではなく、外部講師との事前の連携を密に行い、担当教師が主体的に授業を実施すること。

エ 今後更に進展する国際化の中で、異なる文化に対する理解や異なる文化をもつ人々と協調していくことの大切さに気付かせること。

5 和楽器による学習指導の実際

ここでは、和楽器の中でも特に「箏」に焦点を当てて述べていく。箏は、誰でもすぐに音を出すことができ、しかも指一本で演奏することができる唯一の楽器である上、日本的な音色を味わえる楽器である。

(1) 小学校における実践例

本実践は、旋律の特徴や音色、響きの違いなどを感じ取りながら、日本のふしや音楽に親しませるために、鑑賞教材中心の題材構成に箏曲を取り入れ、実際に箏を体験させるなど、指導計画の改善を図った小学校第6学年の実践である。

ア 題材 日本の音楽を味わおう

イ 教材 「春の海」、^{えてんらくいまよう}「越天楽今様」ほか

ウ 指導計画（全5時間）

時	主な学習活動
1	「春の海」を鑑賞し、箏や尺八の音色を楽しんだり、楽器の仕組みや奏法を調べたりする。
2	“箏にチャレンジ パートⅠ” 「さくらさくら」
3 ・ 4	「越天楽今様」を聴き、独特の旋律や響きを味わう。 平安時代の様子や人々の生活などを調べる。
5	“箏にチャレンジ パートⅡ” 「越天楽今様」

エ 実際（2／5）

- ① グループごとに調弦した箏を1面ずつ準備し、演奏の仕方を説明する。
 - ・ 爪のはめ方、はじき方
 - ・ 弦の名前 ・ 楽譜の見方など
- ② 練習の順番を決めて、2番手の人が指番号を読んでサポートしていく方法で練習する。
- ③ 教師の箏の演奏に合わせて、各グループ1番手から順次演奏する。

児童は、「楽譜が数字であることを初めで知った。親指でしっかり弾いた音とスクイ爪で弾いた音では音色が違った。音がゆれて聴こえた。余韻がとてもきれいだった。」などの感想を述べた。このように、箏に直接触れたことで、児童は箏の音色の美しさに親しむことができた。

小学校期の和楽器の指導に当たっては、歌唱や鑑賞との関連を十分図りながら、実際に和楽器に触れ、体験する活動を取り入れるなど、指導計画の改善を図っていくことが大切である。このことにより我が国や郷土の伝統音楽の学習効果を更に高め、充実させていくことができる。

(2) 中学校における実践例

本実践は、外部講師を活用し箏曲に関心を持たせ、箏の音色の美しさや奏法の多様さを味わわせることを通して、その効果やおもしろさ、また、西洋音楽とは異なった独特のよさを感じ取らせることをねらった中学校第1学年の実践である。

ア 題材 日本の楽器の響き

イ 教材 「六段の調べ」、「さくらさくら」、「荒城の月」ほか

過程	時間	主な学習活動	教師の働き掛け
導入	5分	1 前時の学習内容を想起する。	T 前時の個々の取組のよさを紹介し、学習意欲を喚起する。
		2 本時の学習課題を確認する。 箏の音色や響きを感じ取り、曲の雰囲気を感じ取りながら演奏しよう。	T 学習計画を基に本時の学習内容を確認する。 T 箏の配置や作法、心構え、奏法などの確認をする。
展開	35分	3 外部講師による演奏を鑑賞し、気付いた点について話し合う。 ・ 音色や奏法、余韻の変化を感じ取って聴く。	T 外部講師を紹介し、鑑賞の際のポイントを助言する。 GT 箏の模範演奏をする。
		4 グループごとに箏の練習をする。 ・ ペアで練習を行う。 ・ 音風景を想像し、それにふさわしい音を探し、表現の工夫をする。	T 演奏していない生徒は、友達の演奏を聴き、アドバイスを行うよう助言する。 GT 生徒個々の演奏技能等について専門的な視点から助言する。 ※ 箏の音色に関心を持ち、進んで活動しようとする。(活動)
終末	10分	5 練習の成果を発表し、気付いた点について話し合う。	T 数名の生徒の演奏を紹介し、演奏のよさを認め合うよう助言する。 GT さらに工夫していきたい点等について助言する。
		6 全体で演奏する。 ・ 余韻の変化や間などに気を付けて演奏する。 7 本時の学習を振り返り、次時の学習について話し合う。 ・ 自己評価や相互評価を行う。	※ 箏の音色の美しさを感じながら演奏することができる。(表現) T 本時の学習への取組に対して賞賛の言葉を掛け、次時への意欲付けを図るようにする。

生徒にとって外部講師の生の演奏に触れたり、より専門的な視点からの指導を受けたりすることは、表現技能の向上はもとより、我が国の伝統的な音楽文化のよさに気づき、尊重しようとする態度を育成する上でも有意義である。

外部講師は、伝承保存の視点にとどまらず、教科や題材の目標の実現を目指して、専門的な知識や経験を生かした実演を行うために活用する。その際、教育の専門家である教師が主体となり、伝統音楽を教材化するための創意工夫の視点が大切である。そのためには、教師自らが実際に和楽器を体験し、そのよさやすばらしさに感動し、音楽的・教育的価値を理解することが前提として求められる。

6 おわりに

和楽器の指導に当たっては、短時間の中で、ただ単に和楽器を体験させるだけではなく、我が国の伝統音楽の特性をとらえ、その豊かさや価値を認識させる指導を小・中・高等学校を通じて系統的、段階的に行っていくことが必要である。そのためには、楽器の編成や整備の都合上、学校間での楽器の借用や合同授業の実施、他楽器とのアンサンブル活動、視聴覚機器の活用など、常に学校や児童生徒の実態に即しながら意図的・計画的に指導の充実を図っていくことが大切である。

【参考文献】 峯岸創『日本の伝統文化を生かした音楽指導』

平成14年 暁教育図書

(企画課)